



(I) 日本国憲法の基本的人権

日本国憲法で保障される基本的人権についてまとめていくが、すべてを丁寧に学んでいくと膨大な時間がかかる。
公共では過去に触れていない権利や、重要事項についてのみピックアップして、詳細は3年時の政経で深めていきます。



(II) 自由権

■ 精神の自由（思想良心の自由[19]、信教の自由[20]、表現の自由[21]、学問の自由[23]）

Pickup 🍷 信教の自由・^[1]

の原則：政治と宗教とを分離し、国家の宗教活動や政治団体との癒着を禁止。

Think💡 国と宗教の関わりはどこまでがNG？

特定の宗教を弾圧したり、国民の信教の自由が奪われたりしないように、この原則が定められているが、宗教自体を禁止しているわけではない。これまでの日本の伝統行事に宗教が関連しているものもあり、どこまでが許容されて、どこからが禁止すべきかの判断が難しい問題となっている。

例1 死者の魂を鎮める目的で実施される花火大会に、自治体が支援する → (○ ・ △ ・ ×)

例2 宗教団体が主催するイベントの公共施設利用料を、自治体が負担する → (○ ・ △ ・ ×)

例3 特定の宗教団体が運営する私立高校で、宗教教育を行う → (○ ・ △ ・ ×)

これらの問題は完全な正解があるわけではないが、過去の裁判では以下のような結果が出ている。

判例1 ^[2] 訴訟＝津市と地元神社の癒着について裁判 [結果] ^[4]]

判例2 ^[3] 訴訟＝愛媛県と靖国神社の癒着について裁判 [結果] ^[5]]

NEWS！統一教会問題

2022年7月に発生した安倍元首相銃撃事件を発端に、自民党議員と旧統一教会を巡る癒着問題が表面化した。旧統一教会は「多額の献金」や「霊感商法」による民事訴訟が発生している宗教団体であったが、その団体と自民党議員との間に選挙協力や献金、宗教的行事への参加などの接点が多く見つかった。

政教分離の原則に抵触する恐れがある上、その団体が国民に危険を及ぼすものであったため、批判を受けた。

他にも日本には、公明党や幸福実現党のように宗教団体と関わりのある政党はあるが、憲法が禁じているのは国家権力が特定の宗教に特権を与えたり、宗教活動に公金を使うことであり、宗教団体が政治活動を行うことや、特定の政党を支持することは、信教の自由や結社の自由の範囲内であると解釈されている。

■ **身体の自由** … 身体が国家権力によってみだりに拘束されることがないように、被疑者や被告人に対する権利を保障。

- ① [6] … 処罰される犯罪や、その行為にいかなる刑罰が科されるかは、
あらかじめ法律で定められていなければならない。
- ② [7]]主義（第 33 条、35 条）… **現行犯以外**の逮捕・捜索などには**裁判官による令状**が必要。
- ③ 適正手続の保障（第 31 条）… 法律で定められた手続きなしに、自由が奪われないこと。
- ④ [8]]の禁止（第 39 条）：後から作った法律で、法制定前の行為を遡って処罰しない
- ⑤ [9]]（第 39 条）：判決が確定した事件については、再び訴訟できない原則
- その他、弁護人依頼権、拷問及び残虐な刑罰の禁止、黙秘権の保障（第 38 条）などが保障される

Work 刑法について考える

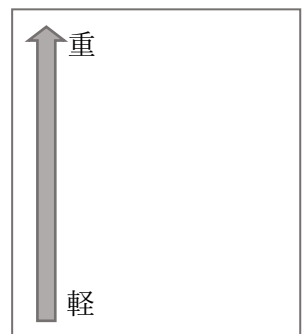
上記①について、具体例をもって深掘りしてみよう。刑法にはどんな行為をすれば罪なのか、また、その行為がどの程度の罰を受けるのかが規定される。実際にいくつかの犯罪例を下に示すので、罪名と罪の重さを考えてみよう。

- (A) 外国の手先となり戦争をけしかけた[] (D) 偽札を作り使おうとした[]
(B) 「お前を殺す」と電話し続けた[] (E) 手術ミスで人を殺した[]
(C) 同意なく無理やり性交等をした[] (F) 殺人事件の犯人を匿った[]

罪名選択肢 → ア：不同意性交等 イ：業務上過失致死傷 ウ：通貨偽造
エ：脅迫 オ：犯人蔵匿 カ：外患誘致

ちなみに刑罰の種類は死刑・拘禁(1 か月～20 年 or 無期)・拘留(1 日～30 日)

罰金(1 万円以上)・科料(1000～1 万円)・没収とある。余裕があれば、どの程度の刑罰が必要かも考えてみよう。



刑事裁判の原則：「**疑わしきは罰せず**」なぜ？ → [10]]の防止

Column 起訴されたら 99.9%有罪!?

日本の刑事裁判で有罪判決が下される確率は 99.1～99.9%
つまり逮捕されて、取調べの結果**検察が起訴した場合**、
裁判ではほぼ全員が有罪となっている。

理由は、起訴された被告人のほとんどが最初から罪を認めているから。逮捕された被疑者は検察によって仕分けが行われ、無罪とされる可能性のある事件については、起訴まで持ち込まず「不起訴処分」にするため、「起訴＝有罪」という結果が多くなっている。

「99.9」「アンチヒーロー」などの作品は、いずれも 0.1%の無罪獲得に向けて奮闘する弁護士を描いた作品となっている。

地位	手続	機関	手続上の原則
被疑者	逮捕	警察	*推定無罪の原則 :有罪が確定するまでは被告人・被疑者は無罪として扱われる *令状主義 :強制的な逮捕・捜索には、公平な立場の裁判官が発した令状が必要となる
	送検	検察	*黙秘権 :自己に不利益な供述や意思に反した供述をしなくてもよい権利
	勾留 ↓ 不起訴		*弁護人依頼権 勾留が決定してから10日以内に起訴or不起訴(釈放)が決定する 起訴されたら被告人となり、裁判を受ける
被告人	起訴 ↓ 裁判	裁判所	*裁判を受ける権利 :裁判所で迅速な裁判を受けることができる *弁護人依頼権 :国選弁護人を選ぶ事ができる
	無罪		*補強証拠の法則 :自白が唯一の証拠の場合有罪にすることはできない
受刑者	有罪	刑務所	*残虐な刑罰の禁止

抜粋して紹介してきたが、これらの自由は「[11]]に反しない限り」という制限により規制される。一方の自由を認めることで、その他大多数の自由が侵害される場合は、権利を制限することもあるということ。そのため、各々の自由がぶつかり合って裁判が起こることもある。特に表現の自由や経済活動の自由などは、制限を受けやすい面を持っており、判例も多いため、資料集等で確認しておこう。



(I) 日本国憲法の基本的人権

日本国憲法で保障される基本的人権についてまとめていくが、すべてを丁寧に学んでいくと膨大な時間がかかる。

公共では過去に触れていない権利や、重要事項についてのみピックアップして、詳細は3年時の政経で深めていきます。



(II) 自由権

■ 精神の自由 (思想良心の自由[19]、信教の自由[20]、表現の自由[21]、学問の自由[23])

Pickup 🍷 **信教の自由** ・^[1] **政教分離**]の原則：政治と宗教とを分離し、国家の宗教活動や政治団体との癒着を禁止。

Think 🗨️ **国と宗教の関わりはどこまでがNG?**

特定の宗教を弾圧したり、国民の信教の自由が奪われたりしないように、この原則が定められているが、宗教自体を禁止しているわけではない。これまでの日本の伝統行事に宗教が関連しているものもあり、どこまでが許容されて、どこからが禁止すべきかの判断が難しい問題となっている。

例1 死者の魂を鎮める目的で実施される花火大会に、自治体が支援する → (○ ● △ ・ ×)

例2 宗教団体が主催するイベントの公共施設利用料を、自治体が負担する → (○ ・ △ ● ×)

例3 特定の宗教団体が運営する私立高校で、宗教教育を行う → (● ・ △ ・ ×)

これらの問題は完全な正解があるわけではないが、過去の判例を踏まえつつ判断していくことになる。

判例1 ^[2] **津地鎮祭**]訴訟＝津市と地元神社の癒着について裁判 [結果] ^[4] **合憲**]

判例2 ^[3] **愛媛玉ぐし料**]訴訟＝愛媛県と靖国神社の癒着について裁判 [結果] ^[5] **違憲**]

NEWS! 統一教会問題

2022年7月に発生した安倍元首相銃撃事件を発端に、自民党議員と旧統一教会を巡る癒着問題が表面化した。旧統一教会は「多額の献金」や「霊感商法」による民事訴訟が発生している宗教団体であったが、その団体と自民党議員との間に選挙協力や献金、宗教的行事への参加などの接点が多く見つかった。

政教分離の原則に抵触する恐れがある上、その団体が国民に危険を及ぼすものであったため、批判を受けた。

他にも日本には、公明党や幸福実現党のように宗教団体と関わりのある政党はあるが、憲法が禁じているのは国家権力が特定の宗教に特権を与えたり、宗教活動に公金を使うことであり、宗教団体が政治活動を行うことや、特定の政党を支持することは、信教の自由や結社の自由の範囲内であると解釈されている。

■ **身体の自由** … 身体が国家権力によってみだりに拘束されることがないように、被疑者や被告人に対する権利を保障。

- ① [⁶ **罪刑法定主義**] … 処罰される犯罪や、その行為にいかなる刑罰が科されるかは、
あらかじめ法律で定められていなければならない。
- ② [⁷ **令状**] 主義 (第 33 条、35 条) … 現行犯以外の逮捕・捜索などには**裁判官による令状**が必要。
- ③ 適正手続の保障 (第 31 条) … 法律で定められた手続きなしに、自由が奪われないこと。
- ④ [⁸ **遡及処罰**] の禁止 (第 39 条) : 後から作った法律で、法制定前の行為を遡って処罰しない
- ⑤ [⁹ **一事不再理**] (第 39 条) : 判決が確定した事件については、再び訴訟できない原則
- その他、弁護人依頼権、拷問及び残虐な刑罰の禁止、黙秘権の保障 (第 38 条) などが保障される

Work 刑法について考える

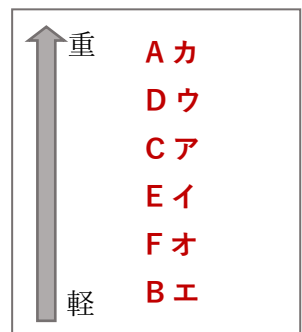
上記①について、具体例をもって深掘りしてみよう。刑法にはどんな行為をすれば罪なのか、また、その行為がどの程度の罰を受けるのかが規定される。実際にいくつかの犯罪例を下に示すので、罪名と罪の重さを考えてみよう。

- (A) 外国の手先となり戦争をけしかけた[**カ**] (D) 偽札を作り使おうとした[**ウ**]
(B) 「お前を殺す」と電話し続けた[**エ**] (E) 手術ミスで人を殺した[**イ**]
(C) 同意なく無理やり性交等をした[**ア**] (F) 殺人事件の犯人を匿った[**オ**]

罪名選択肢 → ア：不同意性交等 イ：業務上過失致死傷 ウ：通貨偽造
エ：脅迫 オ：犯人蔵匿 カ：外患誘致

ちなみに刑罰の種類は死刑・拘禁(1 か月～20 年 or 無期)・拘留(1 日～30 日)

罰金(1 万円以上)・科料(1000～1 万円)・没収とある。余裕があれば、どの程度の刑罰が必要かも考えてみよう。



刑事裁判の原則：「**疑わしき** は罰せず」 なぜ? → [¹⁰ **冤罪**] の防止

Column 起訴されたら 99.9%有罪!?

日本の刑事裁判で有罪判決が下される確率は 99.1～99.9%
つまり逮捕されて、取調べの結果**検察が起訴した場合**、
裁判ではほぼ全員が有罪となっている。

理由は、起訴された被告人のほとんどが最初から罪を認めているから。逮捕された被疑者は検察によって仕分けが行われ、無罪とされる可能性のある事件については、起訴まで持ち込まず「不起訴処分」にするため、「起訴＝有罪」という結果が多くなっている。

「99.9」「アンチヒーロー」などの作品は、いずれも 0.1%の無罪獲得に向けて奮闘する弁護士を描いた作品となっている。

地位	手続	機関	手続上の原則
被疑者	逮捕	警察	* 推定無罪の原則 : 有罪が確定するまでは被告人・被疑者は無罪として扱われる * 令状主義 : 強制的な逮捕・捜索には、公平な立場の裁判官が発した令状が必要となる
	送検	検察	* 黙秘権 : 自己に不利益な供述や意思に反した供述をしなくてもよい権利
	勾留 ↓ 不起訴		* 弁護人依頼権 勾留が決定してから10日以内に起訴or不起訴(釈放)が決定する 起訴されたら被告人となり、裁判を受ける
被告人	起訴 ↓ 裁判 ↓ 無罪	裁判所	* 裁判を受ける権利 : 裁判所で迅速な裁判を受けることができる * 弁護人依頼権 : 国選弁護人を選ぶ事ができる * 補強証拠の法則 : 自白が唯一の証拠の場合有罪にすることはできない
受刑者	有罪	刑務所	* 残虐な刑罰の禁止

抜粋して紹介してきたが、これらの自由は「[¹¹ **公共の福祉**]に反しない限り」という制限により規制される。一方の自由を認めることで、その他大多数の自由が侵害される場合は、権利を制限することもあるということ。そのため、各々の自由がぶつかり合って裁判が起こることもある。特に表現の自由や経済活動の自由などは、制限を受けやすい面を持っており、判例も多いため、資料集等で確認しておこう。

各罪名と刑法の該当する部分

(外患誘致) 第八十一条外国と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、**死刑に処する**。

(脅迫) 第二百二十二条生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、**二年以下の拘禁**又は**三十万円以下の罰金**に処する。

(不同意性交等) 第一百七十七条前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの（以下この条及び第一百七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、**五年以上の有期拘禁刑**に処する。

(通貨偽造及び行使等) 第一百四十八条行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、**無期**又は**三年以上の拘禁**に処する。

(業務上過失致死傷等) 第二百十一条業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、**五年以下の拘禁**又は**百万円以下の罰金**に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

(犯人蔵匿等) 百三条罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、**三年以下の拘禁**又は**三十万円以下の罰金**に処する。

★懲役、拘禁刑などの基準は「以上」と「以下」がある

基本は量刑にばらつきが出過ぎないように、「以下」となっていることが多いが、行為の内容によって裁判官の裁量を広く認める場合に「以上」という基準となる場合もある。

1) 拘禁刑とは

拘禁刑とは、受刑者の身体を刑事施設に拘束する刑罰のことをいう。刑法改正によって新たに設けられた刑の種類であり、従来の「禁錮刑」と「懲役刑」を廃止し、拘禁刑に自由刑が一本化されることになった。拘禁刑では、受刑者の更生にとって必要であれば、刑務作業を行わせることも、矯正教育を実施することも可能。

2025年6月から法改正により禁錮・懲役は拘禁に一本化されている。

(2) 禁錮刑とは

禁錮刑とは、受刑者の身体を刑事施設に拘束する刑罰のうち、刑務作業が義務付けられていないものをいう。刑務作業が義務付けられていないという点で懲役刑よりも軽い刑罰であるとされているが、その間、看守により監視されているので、考え方によっては禁錮刑の方が厳しいと感じる方もいるかもしれない。なお、禁錮刑受刑者であっても希望をすれば刑務作業を行うことは可能。

(3) 懲役刑とは

懲役刑とは、受刑者の身体を刑事施設に拘束する刑罰のうち、刑務作業が義務付けられているものをいう。懲役刑には無期と有期が規定されていて、有期であれば原則1か月から20年の間で刑期が定められ、満期を迎えたときに釈放される。無期懲役は文字通り期限の定めがない懲役だが、必ず生涯にわたって身柄の拘束を受けるというわけではない。 ※日本に終身刑は無い！